

熊本西環状道路軟弱地盤対策検討委員会運営要綱

制定 令和2年（2020年） 9月25日市長決裁

改定 令和4年（2022年）11月15日市長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、熊本西環状道路事業の軟弱地盤等に関する対策を行うため、必要な意見又は助言を聴取することを目的として、熊本市附属機関設置条例（平成19年3月13日条例第2号）第2条の規定に基づき、熊本西環状道路軟弱地盤対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- （1） 熊本西環状道路事業における地盤沈下等、地盤に係る技術的事項の調査及び審議に関すること。
- （2） その他、道路事業の緊急的な対策等の必要性が生じた場合における、地盤に係る技術的事項、調査及び審議に関すること。
- （3） 前各号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

（組織等）

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 地盤工学や地下水等に関する専門的な知見を有する者。
- （2） 前各号に掲げる者のほか、委員会の設置目的を達成するために必要と認める者。

3 委員の任期は、委嘱の日から2年以内で市長が定める。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、特別な理由があると認めるときは、辞任することができる。この場合において、委員会の庶務を担当する部署を通じ辞任届を市長に提出するものとする。

（会長及び副会長）

第4条 委員会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、委員会の議長となり、議事を整理する。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

（会議の公開）

第6条 委員会は、原則公開とする。ただし、出席した委員の過半数の同意を得た場合は、会議内容の全ておよび一部について、公開しないことができる。

（報酬）

第7条 委員が委員会に出席したときは、日額10,000円の報酬を支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市建設局土木部道路計画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月15日から施行する。